

株式会社Seeds Care

介護事業所つぐみ 運営規程 (居宅介護事業・重度訪問介護事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 Seeds Care（以下「事業者」という。）が開設する介護事業所つぐみ（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する指定居宅介護、指定重度訪問介護、（以下「指定居宅介護」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次に掲げる援助を適切かつ効果的に行う。

(1) 指定居宅介護については、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び援助その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 指定重度訪問介護については、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する利用者に対する入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業所は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 介護事業所つぐみ

(2) 所在地 福島県相馬市中村字桜ヶ丘149番地の2 2F

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び事業の管理を一元的に行うと共に事業所の従事者に対し法令等を

遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名

サービス提供責任者は、居宅介護計画及び重度訪問介護計画（以下「居宅介護計画等」という。）を作成し利用者及びその同居の家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申し込みに係わる調整及び従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。なお、業務を行うに当たっては利用者等の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者等が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者等への意思決定の支援が行われるよう努める。

(3) 従業者 常勤換算で2.5名以上

従業者は居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝日、年末年始（12月30日から1月3日）お盆（8月13日から8月15日）を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供日 日曜日から土曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 午前8時から午後5時までとする。
なお、重度訪問介護に関しては、365日、24時間とする。
- (5) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

()

第6条 事業の主たる対象の障害の種類は、特定しないものとする。

障害種別等を特定することなく受け入れることが基本だが、事業の専門性を確保するため、特に必要がある場合は、「主たる対象者」を特定することができる。その場合、次のように対象とする障害の種類（下線部分を適宜修正）を列挙する。

2 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護 ①身体障害者 ②知的障害者 ③精神障害者 ④難病等対象者
⑤障害児
- (2) 重度訪問介護 ①肢体不自由者（身体障害者）
②行動障害を有する者（知的障害者・精神障害者 ③難病等対象者

(指定居宅介護等の内容)

第7条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ①食事の介護 ②排泄の介護 ③更衣の介助 ④入浴の介護 ⑤移動の介護
 - ⑥起居就寝の介護 ⑦自立支援 ⑧その他日常を営むために必要な身体介護

- (3) 家事援助に関する内容
 - ①調理の援助 ②洗濯の援助 ③掃除の援助 ④買物の援助
 - ⑤その他日常生活を営むための家事援助
- (4) 生活等に関する相談・助言
- (5) 重度訪問介護に関する内容
 - 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排泄・食事等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行う

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第8条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係わる利用者負担額の支払いを受けるものとする。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を超える時点から、片道10キロ未満1キロ30円
- (2) 通常の事業の実施地域を超える時点から、片道10キロ以上1キロ20円
費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書にて説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算出された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算出された特別介護給付費の額に $90/100$ (法第31条の規定が適用される場合にあっては $100/100$ を市町村特例割合で除して得た割合) を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の実施地域を超えて行う事業の場合は、それに係る交通費の支払いを受けるものとし、その額は別途定めるところとする。
- 4 通院介助における交通費については、公共交通機関の利用の場合は、その実費の支払いを受けるものとし、事業所車両の利用においては、別途定める額の支払いを受けるものとする。
- 5 前2項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者等に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 6 第1項から第4項までの支払いを受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該費用に係わる領収証を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、新地町、相馬市、南相馬市鹿島区の地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者の容体に急変が生じた場合、その他緊急を要する場合は速やかに家族及び医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずると共に、管理者に報告を行う。

(苦情解決)

- 第11条 提供した指定居宅介護等に関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。窓口担当者は別途重要事項説明書に定めたものとする。対応日時は平日午前8時から午後5時とし、時間外は電話対応とする。
- 2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じる。障害者等又はその家族からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定居宅介護等に関し、法第48条第1項の規定により県知事又は市町長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ及び障害者等又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町長が行う調査に協力するとともに、県知事又は市町長からの指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の定期的な実施
- (5) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る
- (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための専任担当者の配置
- (7) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 従業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えないこと
- (3) 小部屋に閉じ込めるなどして叱ること
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- (5) 食事を与えないこと
- (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて、必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること

- (8) 性的な嫌がらせをすること
- (9) 当該利用者を無視すること
- (10) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための専任担当者の配置

(事故発生時の対応)

第14条 サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者が住んでいる市町、家族等に連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催する。(テレビ電話装置その他情報通信機器(以下「テレビ電話装置」という。)を活用して行うことができるものとする。)その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(損害賠償の対応)

第16条 サービス提供中に事業者の責任と認められる事由により、利用者に損害を与えた場合は、速やかに損害を賠償する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から最低5年間保存する。

(掲示)

第18条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第19条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業所に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

(情報の提供等)

第20条 事業所は、指定障害福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

- 2 事業所は、事業について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとし
- ない。

(利益供与等の禁止)

第21条 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対してその事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 事業所は、一般相談支援事業所若しくはその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(職場におけるハラスメントの防止)

第22条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに

より従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。

(会計の区分)

第24条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービス事業の会計をその他の事業の会計と区別する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。